

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	高齢者等交通弱者物価高騰対策事業	①物価高騰の影響により経済的負担が増している高齢者等を中心とする交通弱者への支援事業を実施することにより、交通弱者の費用負担軽減を図る。 ② 桑折町おでかけバス事業にかかるタクシー料金の町負担の支援(利用助成事業費に交付金を充当) ア 町内の乗降1回につき、利用者負担500円 イ 差額分を町がタクシー事業者へ支払い ③桑折町おでかけバス事業費 月額1,100千円×12月 ④桑折町おでかけバス事業申請者(下記のいずれかに該当する方) (1)65～69歳で前年度の町民税が非課税の方 (2)70歳以上の方 (3)運転免許証自主返納された方 ※一般会計	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食食材費高騰対策事業	①物価高騰、米価高騰による影響を軽減し、保護者への負担を増加させずに給食の質を維持する。 ②町立学校、幼稚園の給食費の物価高騰分の費用(学校給食食材購入費に交付金を充当) ③4,233千円 学校給食食材単価高騰分 (1)中学校 45,155食/年×物価高騰額(前年度比較)34円＝1,535,270円 (2)小学校 91,080食/年×物価高騰額(前年度比較)28円＝2,550,240円 (3)幼稚園 29,480食/年×物価高騰額(前年度比較) 5円＝ 147,400円 (1)+(2)+(3)=4,232,910円 ※ 教職員分は含まない ④児童生徒の保護者(一般会計)	R7.4	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	福祉施設等エネルギー等価格高騰対策支援金交付事業	①エネルギー価格や物価高騰の影響を直接受ける光熱費・燃料費に係る費用について、高齢者福祉施設等及び障がい者福祉施設等の管理運営に大きな負担が生じているため、事業者へ補助金を交付することにより経済的支援を図る。 ②負担金補助及び交付金 ③光熱費・燃料費の購入に係る経費(令和7年4月～令和7年9月相当分)に対する補助金5,010千円 ・利用定員 100人以上(入浴サービス有) 1,000,000円×3事業所＝3,000,000円 ・利用定員 80人～99人(入浴サービス有) 800,000円×0事業所＝0円 ・利用定員 50人～79人(入浴サービス有) 500,000円×1事業所＝500,000円 ・利用定員 30人～49人(入浴サービス有) 300,000円×1事業所＝300,000円 ・利用定員 29人以下(入浴サービス有) 130,000円×7事業所＝910,000円 ・人数区分なし(入浴サービス無し) 60,000円×5事業所＝300,000円 ④高齢者福祉施設等及び及び障がい者福祉施設等 17事業所	R7.6	R7.10
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	桑折町民間放課後児童クラブ及び認定こども園に対するエネルギー等価格高騰対策支援金交付事業	①エネルギー価格や物価高騰の影響を直接受ける光熱費・燃料費に係る費用について、民間放課後児童クラブ及び認定こども園の管理運営に大きな負担が生じているため、事業者へ補助金を交付することにより経済的支援を図る。 ②光熱費・燃料費の購入に係る経費(令和7年4月～令和7年9月相当分) ③補助金 民間放課後児童クラブ 1事業所あたり 60,000円 民間認定こども園 1事業所あたり 660,000円 ④桑折町内の民間放課後児童クラブ 1事業所 桑折町内の認定こども園 1事業所	R7.6	R7.10